

委託業務費算定基準表（委託業務規程第 7 条）

		経費区分	費目	経費区分及び 費目の説明	単価及び算出方法	備考
直接 経 費		人件費		委託業務に直接従事する職員の基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額	① 各受託団体のあらかじめ定められた受託基準による日額とする。 ② ①の受託基準がない場合は、直接従事する職員の前年の収入を基礎に受託団体の昇給率を乗じて当該年における所要額を算出の上、服務規程、給与規定等に基づき受託単価（日額（時間額））を求め従事予定日数を乗じて算出する。	左記により算出した単価×稼働日数（時間数） 受託単価には、一般管理費等人件費以外の経費を含めないこと。 時間外手当及び食事手当等の受託者が福利厚生面で支給しているものも除く。
		業務費				
			旅費	職員及び部外協力者の調査又は連絡に要する旅費（外国旅費を含む。）	受託団体の内部規程により積算する。	
			諸謝金	外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆謝金等	受託団体の内部規程により積算する。	
			備品費	調査（測量・試験・研究等を含む。）用の器具機械類その他設備費及び図書費	実情に即した価格により算出する。	
			消耗品費	調査等に必要なる事務用品費及び消耗機材等（一般管理費に含まれるものを除く。）	同上 ※消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）率（8%）の取引がある場合は、消費税等率 10%として換算し計上する。	例）酒類・外食を除く飲食料品を調達 ¥1,080（税込）→¥1,100（税込） に換算する。
			賃金	調査研究補助及び資料整理等のために雇用するアルバイト等の賃金	受託団体の内部規程により積算する。	
			借料及び損料	機械器具借料及び損料、検討会等の会場借料	実情に即した価格により算出する。	
			雑役務費	速記料・謄写料・翻訳料・青写真焼付料等	同上	資料複写（コピー代）を含む。
			印刷製本費	調査・研究等に必要なる資料印刷、資料複写及び成果報告書印刷代	同上	印刷原稿・レイアウト作成等の経費及び印刷用紙代等の消耗品費を含む。
			その他経費	会議費等	同上 ※消費税等率（8%）の取引がある場合は、消費税等率 10%として換算し計上する。	例）酒類・外食を除く飲食料品を調達 ¥1,080（税込）→¥1,100（税込） に換算する。
			外注費 （外部再委託等）		外部委託業者からの見積額により算出する。	委託業務の実施に関し必要となる業務の一部を他者に請け負わせ又は委託するのに必要となる経費は、全てここに含まれる。
			消費税等相当額	不課税取引及び非課税取引の総額に係る消費税等相当額	消費税等相当額＝（不課税取引総額+非課税取引総額）×消費税等率	
間接 経 費		一般管理費		受託団体等の管理及び運営活動に必要な経常的経費で、設備費及び労務費等	（直接経費－（外注費＋消費税等相当額のうち、外注費に係る分））×A により算出 Aは一般管理費率（＝15／100以内） ※競争的資金の間接経費率については（＝30／100以内）	
		技術経費		委託業務を処理するのに必要な技術等の習得に要した費用及び技術職員の知識情報等の収集蓄積のために必要とする経費	人件費×B Bは一般管理費率（＝10／100以内）	特殊技術を必要としない業務を行う者に係る人件費は、算定基礎額から除外する。

仕入税額控除に係る影響額 ※精算報告時のみ計上	仮払消費税額	「インボイス制度」導入に伴う消費税仕入れ税額控除が適用されない仮払消費税額	(令和5年10月1日～令和8年9月30日) 消費税等率10%の場合 免税事業者等との取引額 ×10/110×0.2×110/100 ＝免税事業者等との取引額×0.02	(令和8年10月1日～令和11年9月30日) 消費税等率10%の場合 免税事業者等との取引額× 10/110×0.5×110/100 ＝免税事業者等との取引額×0.05
合 計	委託費の額			

注1）直接経費の計上においては、以下のとおりとする。

- ・課税取引は消費税等を含む。
- ・不課税取引及び非課税取引は、消費税等を含まない。

注2）上記の算出（直接経費は費目毎、間接経費及び仕入税額控除に係る影響額は経費区分毎）において生じる一円未満の端数は、すべて切り捨てとする。

注3）委託業務規程第17条の精算報告において「仕入税額控除に係る影響額」を含めることはできるが、確定額は契約額が上限となるので、留意されたい。